

暮らしの情報箱

はがきなどで
申し込む場合
の記入例

- 1 催しなどの名称
- 2 〒住所
- 3 氏名(ふりがな)
- 4 年齢(学年)
- 5 電話番号
- 6 その他必要事項

※費用が記入されて
いない催しなどは
原則無料です

国保・年金

国民健康保険料は 必ず納めましょう

保険料は、納め忘れのないよう納期限内の納付をお願いします。一時的な収入の減少などで保険料の納付が難しい方は、ご相談ください。なお、督促の納期限後も滞納が続いた場合は、保険給付の制限や財産の差し押さえなどの処分を受けることがあり、延滞金も加算されます。

☑ 国保年金課国保料収納担当

☎5744-1697 FAX5744-1516

国民年金学生納付特例・ 納付猶予制度をご利用ください

約2年1か月さかのぼって申請することができます。承認されるとその期間は保険料の納付が猶予され、どちらの制度も老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれます。承認期間後、10年以内に保険料を納めると、納付した分は年金額に反映されます。

◆学生納付特例制度

☑ 保険料の支払いが困難な学生

※学生証など学籍期間を確認できるものが必要

◆納付猶予制度

☑ 20～49歳で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

☑ 国保年金課国民年金係

☎5744-1214 FAX5744-1516

こども

就学相談説明会

☑ 次のいずれかに該当する心身に障がいがあると思われるお子さんの保護者

①令和4年4月に小学校へ入学

②令和4年4月に中学校へ進学する方で、特別支援学級や特別支援学校への進学を考えている

☑ 4月15日(木)・16日(金)・19日(月)・20日(火) 午前10時～11時30分

☑ 池上会館

☑ 当日会場へ

☑ 教育センター

☎5748-1202 FAX5748-1390

☑ 医療証をお持ちの方へ

◆4月に小学校へ入学するお子さん

4月1日から、医療証が乳から子へ切り替わります。☑ 医療証は3月下旬に郵送します。

◆3月に中学校を卒業するお子さん

☑ 医療証は3月31日まで使えます。※有効期限が過ぎた医療証は各自で処分してください

☑ 子育て支援課こども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525



募集

大田区家庭・地域教育力向上支援 事業実施団体

子どもを取り巻く課題や家庭での子育てについて学ぶ、講習会・学習会などを開催する団体を募集します。

☑ 会員が5名以上で半数が区内在住・在勤者の団体(営利・政治・宗教団体を除く)

●募集数 年間30団体程度

●委託料 上限5万円(1団体)

☑ 申請書(問合先で配布。区HPからも出力可)を問合先へ持参

☑ 教育総務課教育地域力推進担当

☎5744-1447 FAX5744-1535

「おおた青少年少女発明クラブ」会員

簡単なロボットや電気で光るクリスマスツリーを作成する工作教室です。工場見学なども行います。

☑ 区内在住・在学の小学4～6年生(令和3年度の学年)

☑ 主に第1・3土曜、午後2時～4時

※年20回程度

☑ 池上会館

☑ 7,000円(年)

☑ 先着24名

☑ 問合先へはがきかFAX(記入例参照。Eメールアドレス、学校名、保護者名も明記)。問合先HPからも申し込み可

☑ (公財)大田区産業振興協会

(〒144-0035南蒲田1-20-20)

☎3733-6144 FAX3733-6459



詳細はコチラ

子ども会リーダーの 保険加入のご案内

☑ 年間を通して計画的に活動し、総会員が5名以上で、その過半数が小中学生で

構成される子ども会・少年少女スポーツチームの指導者(付添人を除く)

●保険期間 4月1日(4月2日以降に申し込みの場合は申込日)～令和4年3月31日

☑ 申込書(問合先、特別出張所で配布)の原本と写しを問合先へ持参

☑ 地域力推進課青少年担当

☎5744-1223 FAX5744-1518



大田区社会福祉協議会 登録調査員

☑ 次の全てに該当し、介護保険認定調査を月5件以上できる方

①介護支援専門員の有資格者

②認定調査員研修を修了している(見込みを含む)

●選考方法 書類審査、面接

●業務内容 区内全域での介護認定調査

●調査委託料 1件4,620円

☑ 問合先へ申込書(問合先HPから出力可)、履歴書(写真貼付)、介護支援専門員実務研修修了証明書・介護支援専門員証(携帯用)・認定調査員新規研修修了証書の写しを郵送か持参

☑ (社福)大田区社会福祉協議会

(〒144-0051西蒲田7-49-2)

☎5703-8233 FAX3736-5590



詳細はコチラ

改定蒲田駅周辺地区 グランドデザイン骨子のご意見

●意見募集期間 3月26日まで

●閲覧場所

①問合先 ②区政情報コーナー ③蒲田西・

資源の持ち去りは禁止です



集積所から古紙や缶などの資源物を持ち去る行為は条例違反です。区では早朝パトロールを行い、持ち去り行為を発見した場合には警告書・禁止命令書を交付して注意・指導をします。今後も警察と連携し、資源持ち去り防止を強化していきます。

最新版

「資源とごみの分け方・出し方」 を発行します

4月1日から、区役所本庁舎(問合先、戸籍住民課)、清掃事務所、特別出張所などで配布します。しっかり分別して資源の有効活用にご協力をお願いします。

▶問合先

清掃事業課清掃リサイクル担当

☎5744-1628 FAX5744-1550

手続きはお早めに

住所が変わったら住民異動の届け出を

窓口での受け付け 月～金曜、午前8時30分～午後5時(休日、年末年始を除く)

引っ越しで住所や世帯の構成が変わったときは、必ず期間内に届け出をしてください(下表参照)。また、区立小中学校に在学中のお子さんがある場合は届け出の際に申し出てください。

※区役所本庁舎の戸籍住民窓口では、月～金曜の午後7時まで届書の預かりを行っています(4月から夜間開設日の変更あり。詳細は4面へ)。なお、外国籍の方の届書はお預かりできませんので、午後5時までにお越しください

こんなとき	届出期間	必要なものなど	届出人
転入届 ほかの区市町村や国外から大田区に住所を移した	引っ越した日から14日以内	前住所地の区市町村長発行の転出証明書 国外からの場合はパスポート※1	本人か世帯主。 届出人本人を確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)を持参※2
転出届 大田区からほかの区市町村や国外へ住所を移す	引っ越す14日くらい前から		
転居届 大田区内で住所を移した※1	引っ越した日から14日以内	国民健康保険証、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの場合は持参	
世帯変更届 ・世帯主が変わった(世帯主変更) ・世帯を別にした(世帯分離) ・世帯を一緒にした(世帯合併)	変更のあった日から14日以内		

※1 マイナンバーカードか住基カードをお持ちの方は持参。また、外国籍の方は在留カードか特別永住者証明書を持参

※2 代理人による届け出も可。委任状と代理人本人を確認できるものを持参

●特別出張所をご利用ください(区内に18か所あります)

3～4月は転入・転出届が多く、区役所本庁舎戸籍住民窓口の混雑が予想されます。届け出は、特別出張所でも取り扱っておりますのでご利用ください。

●転出届は郵送でも届け出ができます

転出届のほかに、本人を確認できるものの写しと切手を貼った返信用封筒を同封してください。転出証明書は現住所か転出先(国内)に郵送します。

▶問合先 戸籍住民課(〒144-8621大田区役所)

住民担当 ☎5744-1185 FAX5744-1513

郵送担当(郵送での届け出) ☎5744-1233 FAX5744-1546

大田区公式SNSを ご利用ください!

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせなど、区からの大切な情報を配信しています。ぜひご利用ください!

LINE

@otacity

友だち登録はコチラ▶



Twitter

@city_ota

フォローはコチラ▶

